

自転車による加害事故が増えています!



多額の損害賠償金を支払うケースも…

事例1 損害賠償 約6,800万円

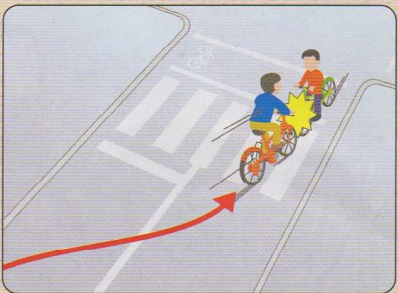
●片手運転で減速せずに坂を下り、横断歩行者に衝突!



◆ペットボトルを片手にスピードを落とさないうまま坂を下って交差点に進入し、横断歩道を横断中の歩行者に衝突して死亡させた。

事例2 損害賠償 約9,300万円

●車道を斜め横断、対向車線の自転車と衝突!

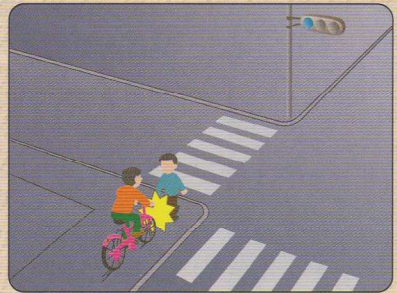


◆高校生が自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線を直進してきた自転車と衝突して、重大な後遺障害を負わせた。

事例3 損害賠償 約4,000万円

●無灯火で歩道を通行、安全確認を怠り歩行者に衝突!

◆夜間、無灯火のまま、徐行せずに歩道を通行中、前方の交差点の信号にとられ、前にいた歩行者に気づくのが遅れて衝突し、死亡させた。



加害事故を起こした子どもの保護者が賠償責任を負うことも…

◆夜間、時速20~30キロで坂を下っていた小学生の自転車が、散歩中の歩行者に衝突し、意識不明の重傷を負わせた。この小学生がヘルメットを着用していなかったことなどから、保護者が監督義務を果たしていなかった—として、保護者に損害賠償が命じられた。(2013年7月・K地方裁判所判決)

損害賠償 約9,500万円

自転車 自転車の保険に加入しましょう

●自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明する「TSマーク」を自転車に張ってもらうと、傷害保険・賠償責任保険がつきます。
 ※保険の有効期間は点検日から1年間です。年に1回、定期的に点検整備を受けて、保険の更新をしましょう。



「TSマーク付帯保険」の補償内容

区分	傷害補償		賠償責任補償	被害者見舞金
	入院15日以上	死亡、重度障害	死亡、重度障害	入院15日以上
青色TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円	—
赤色TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 1億円*	

*印の限度額は平成29年10月1日以降に加入した場合。同年9月30日以前に加入した保険の限度額は5,000万円。

★損害保険会社等が扱う自転車保険(個人賠償責任保険等)への加入も検討しましょう。任意の自動車保険に加入している場合は、「個人賠償責任特約」をつけられることが多いので、ご確認ください。
 ※自分の保険が満期時に自動継続されるかどうか、契約内容をよく確かめ、忘れずに更新しましょう。